

林政審議会治山事業部会の概要について

1. 日 時 平成17年7月8日(金)13:30～15:00

2. 場 所 経済産業省別館821号会議室

3. 議 題 治山事業部会報告(案)について

4. 概 要

- 治山事業部会報告(案)について議論、意見交換が行われた。
- 委員からは、報告書の取りまとめに際して留意すべき点として、以下の意見が出された。
 - 治山事業の意義について、保安林のもつ様々な公益的機能や国土保全に対する治山事業の役割の重要性をもっと強調すべき。
 - 治山事業は、森林の維持造成を通じて国土を保全する事業であるから、事業の成果が現れるのに時間がかかる。このことについて、国民に理解されるよう報告書においても明らかにすべき。
 - 森林施業が森林の公益的機能に与える具体的な影響について、調査研究を進めるべき。また、これまで整備されてきた治山施設について、データベース化し、治山事業のこれまでの成果の具体的な把握などに役立てる取組みを進めるべき。
 - 治山事業に対する国民理解の醸成に向け、子供や都市住民に向けたPR等を積極的に行うことが必要。また、治山事業は人目につにくい奥地で実施される場合が多いことから、現地の状況が一般の国民にもわかるよう、情報通信手段を活用したPRを一層進めるべき。
 - 治山事業の予算規模が分かる資料を盛り込む必要。
 - 治山事業は、生物多様性や景観にも配慮した事業展開を今後とも一層進める必要があり、そのことにも報告書で触れるべき。
- 本日の議論を踏まえ、報告書を最終的に取りまとめること、林政審議会委員への報告の後に報告書を公表すると、公表された報告書の内容を今後開催される林政審議会において部会長より報告することが了承された。

●問い合わせ先●

林野庁治山課 猪島、長崎屋

電話 (代)03-3502-8111(内6288,6273)

(直)03-3501-3844

林野庁管理課 塩永、飯塚

電話 (代)03-3502-8111(内6403,6383)

(直)03-3591-4763

戻 る